

議案第78号

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月27日提出

行田市長 行田邦子

理由

標準化基準に適合した標準準拠システムへの移行に伴い、市の住民基本台帳に登録されていない者の登録及び管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として実装されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行田市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の賦課に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、地方税関係情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法による保険料の賦課に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法による保険給	生活保護関係情報、地方税関係情報又

	付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、生活保護関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留

		邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報、行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置若しくは身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

行田市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

条例の公布文等、書面を掲示する方法から市のホームページの電子掲示場による公表を主たる方法とするため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

行田市公告式条例等の一部を改正する条例

(行田市公告式条例の一部改正)

第1条 行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行田市役所前及び行田市南河原支所前の掲示場」を「市のホームページに設置した電子掲示場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、行田市役所前及び行田市南河原支所前の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

(行田市行政手続条例の一部改正)

第2条 行田市行政手続条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「当該行政庁の事務所の」を「行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する」に改める。

(行田市税条例の一部改正)

第3条 行田市税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

(行田市市営住宅条例の一部改正)

第4条 行田市市営住宅条例（平成9年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次に掲げる」を「行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場、市広報その他市長が必要と認める」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 80 号

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

行田市長 行田邦子

理由

保育所等における虐待等への対応について、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

行田市長 行田邦子

理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、利用開始時の健診等に特例が設けられたため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診査等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

行田市長 行田邦子

理由

児童福祉法等の一部改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年
条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事
業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め
る。

第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33
条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」
を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め
る。

第20条第3項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（
平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の規定による確認に
おいて定める利用定員をいう。）」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条中「第33条の
10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める改正規定は、公布の日から施
行する。

議案第 83 号

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

行田市長 行田邦子

理由

保育所等における虐待等への対応について、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

行田市長 行田邦子

理由

アリーナの空調設備を導入するに当たり、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

行田市体育施設設置及び管理条例（昭和47年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1号を加える。

(4) その他教育委員会が必要と認めるとき。

第16条第2項中「及び第11条から第13条まで」を「、第11条から第13条まで、別表第2及び別表第3」に改める。

第26条に次の1号を加える。

(4) その他指定管理者が必要と認めるとき。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

総合体育館附属設備の使用料

区分		単位	使用料（円）	
電光得点表示板（1対）		1回	1,500	
放送設備 (1式)	メインアリーナ	1回	1,500	
	サブアリーナ	1回	1,000	
	柔道場	1回	1,000	
	剣道場	1回	1,000	
空調設備	メインアリーナ	全面	1時間	4,200
		3分の2面	1時間	2,800
		3分の1面	1時間	1,400
		バトミントンコート（1面）	1時間	350
		卓球台（1台）	1時間	100
	卓球室	全面	1時間	800

	卓球台（1台）	1時間	100
サブアリーナ	全面	1時間	1,400
	2分の1面	1時間	700

備考

- 1 夏季期間（6月1日から9月30日までの期間をいう。次項において同じ。）は、空調設備の使用料を教育委員会に納付しなければならない。
- 2 夏季期間を除く空調設備の利用は、メインアリーナ、卓球室又はサブアリーナを全面で利用する場合に限る。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書に規定する場合における空調設備の使用料は、それぞれこの表に掲げる区分に応じた額とする。
- 4 空調設備を幼児（満3歳以上）、小学校の児童及び中学校の生徒が利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行し、同日以後の施設の利用について適用する。